

へき地児童生徒援助費等補助金



26年度予算額 1,309,213千円

27年度予算額(案) 1,615,820千円

I 趣旨

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島等に所在する公立学校(へき地学校等)の教育の振興を図るため、へき地教育振興法等に基づいて所要の措置を講じる。

II 補助内容

1 補助対象経費

- (1) スクールバス・ボート等購入費 765百万円(522百万円)
へき地、学校統合、過疎地域等の小・中学校の児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボート等を購入する事業に対する補助

- (2) 遠距離通学費等 468百万円(404百万円)

ア 遠距離通学費 346百万円(280百万円)
学校統廃合に係る小・中学校の遠距離通学の児童生徒の通学に要する交通費を負担する市町村の事業に対する補助。また、激甚災害による校舎の破損等により、通学が困難となった小・中学校の児童生徒の通学に要する交通費を負担する都道府県及び市町村の事業に対する補助

イ 寄宿舍居住費 31百万円(33百万円)
小・中学校に設置する寄宿舍に入居しているへき地学校等の児童生徒の保護者が負担することとなる寄宿舍居住に要する経費を免除する都道府県及び市町村の事業に対する補助

ウ 高度へき地修学旅行費 91百万円(91百万円)
高度へき地学校(3級～5級)の児童生徒に係る小・中学校の修学旅行に要する経費のうち、交通費、宿泊費を負担する都道府県及び市町村に対する補助

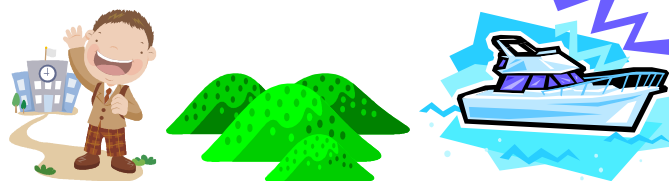
- (3) 保健管理費 51百万円(51百万円)
へき地学校における児童生徒の健康管理の適正な実施並びに学校環境衛生の維持改善を図るため、地方公共団体が健康診断等を行うため医師、歯科医師及び薬剤師の派遣、心電図検診の実施を円滑に行うために必要な経費に対する補助

- (4) 離島高校生修学支援事業 332百万円(332百万円)
高校未設置離島の高校生を対象に、教育費負担が重くなっている通学費、居住費に要する経費を支援する都道府県及び市町村に対する補助

2 補助率

1/2(高度へき地修学旅行費で過去3カ年の財政力指数0.4未満の市町村は2/3、保健管理費の心電図検診の実施に必要な経費については1/3)

- 3 補助事業者
都道府県・市町村



被災地通学用バス等購入費補助

(復興特別会計) 20百万円(25百万円)

東日本大震災の被災地で通学が困難になっている児童生徒の通学条件の緩和を図るために都道府県及び市町村がスクールバス・ボートを購入する事業に対する補助

補助率 : 1/2 補助事業者 : 都道府県・市町村